

区民企画公募事業  
「あらかわ文化イベント企画 応援プロジェクト2012」実施要綱

平成24年3月30日 決定  
(23ACC 発第444号)  
(事務局長決定)

(趣旨・目的)

第1条 この事業は、公益財団法人 荒川区芸術文化振興財団（以下「ACC」という。）が、区内における、魅力ある文化イベントの企画（および、その企画立案者）を発掘し、実施まで助言・サポートすることで、区民の芸術文化活動の一層の活性化を図ると共に、将来的に区から発信できる事業を育成することを目的とする。

(募集対象)

第2条 応募資格は、代表者が区内在住・在勤・在学の団体および個人とする。

(募集期間)

第3条 募集は、平成24年4月2日（月）～6月30日（土）とする。

(募集内容)

第4条 内容は、音楽・演劇・舞踊・美術等の分野で、一般区民を対象に、荒川区内で実施できる文化イベントとするが、特定団体の発表会・展示会などは対象としない。

(募集)

第5条 応募しようとする者は、所定の書式（第1号様式：企画提案書・第2号様式：企画書・第3号様式：予算書）を、平成24年6月30日（土）までにACC理事長に提出する。

(決定)

第6条 応募企画については、理事長が別に設置する審査会の審査に基づき、採用する企画を決定する。

(審査結果通知)

第7条 決定した企画および不採用の企画については、所定の書式（第4号様式：決定通知書・第5号様式：不採用通知書）にて平成24年7月31日（火）までに通知する。

(実施)

第8条 採用されたイベントの実施期間は、平成24年8月1日（水）～平成25年3月31日（日）とする。

2 イベントの実施主体は主催者とし、実施に際し、ACCは、補助金を交付するほか、助言・広報での援助を行う。

(補助金)

第9条 採用された企画に対しては、50万円を上限として補助金を交付する。ただし、補助対象経費から事業収入を差し引いた額が50万円未満の場合は、当該額を補助額とする。

(実績報告)

第10条 主催者は、イベントが終了した後、別に定める実績報告書を年度末までにACC理事長に提出する。

(その他)

第11条 この要綱の定めのないものについては、ACC理事長が決定する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

< 参 考 >

◎支 出 項 目 区 分 表

支出項目	内 訳 例
出演料・謝金	出演料、講師謝金、プログラムノート執筆謝金、保育ボランティア謝金
旅費	出演者宿泊代、出演者交通費、航空費
舞台制作費	会場使用料、附帯設備使用料、公演委託料、舞台制作委託料、音響・照明委託料
印刷費	チラシ・ポスター印刷費、プログラム印刷製本費、出演者等写真現像代
広告宣伝費	新聞掲載広告料、雑誌掲載広告料
通信・運搬費	郵便料、宅配料、機材等運搬費
その他経費	機材レンタル代、著作権使用料、参加者保険料、入場券販売手数料、銀行振込手数料、看板設置・撤去代、駐車場整理委託料委託料、稽古場借料、アルバイト委託料、消耗品代等
対象外経費	飲食費（出演者ケータリング代、出演者弁当代、レセプション・パーティにかかる経費等）、 団体運営のための経常的経費・施設・設備等整備費、 備品・楽器の新規購入費